

共済預金の預入限度額の引き下げについて

共済預金については、令和3年4月1日より預入限度額を、組合員1人の全員口座と自由口座を合わせて3,000万円から2,500万円に引き下げさせていただいております。

つきましては、預金残高が2,500万円を超えている場合は、令和3年6月末までに払戻しをお願いします。

また、共済預金の払い戻しについては、埼玉りそな銀行よりお知らせがありますので、埼玉県町村職員共済組合ホームページまたは『共済だより』令和3年4月号を確認していただきますようお願いいたします。



預入限度額

令和3年3月31日まで

3,000万円



令和3年4月1日から

2,500万円

※預入限度額は組合員一人の全員口座と自由口座の合算額です。

※令和3年度の支払利率は令和2年度に引き続き年利1.6%です。